

喜多方市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

喜多方市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨と現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 3 計画の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・P 3
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・P 5

1 計画の趣旨と現状

(1) 計画の趣旨

喜多方市立学校に勤務する教育職員が、心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることを目的とし、教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランス等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うため、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、文部科学大臣の指針等をもとに策定するものである。

喜多方市の学校教育の目標である『全ての子どもの「生きる力」を育む』を達成するため、教育職員が子どもと十分に向き合う時間を、働き方改革を通じて確実に創出することが必要である。

このため、本計画を策定し、教育職員の意識改革と業務改善を推進し、教育活動の一層の充実を図るものである。

(2) 現状

喜多方市では、令和3年3月に「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」を策定し、時間外勤務時間の数値目標を掲げ、教育活動の一層の充実を図るため、教育職員の意識改革と業務改善を推進してきた。

「喜多方市立小・中学校における働き方改革取組方針」における目標

① 時間外勤務時間1週間あたり11時間以下（月45時間以下）

且つ年360時間以内

② 業務繁忙期の時間外勤務時間1週間あたり20時間以下（月80時間以下）

令和6年度の状況については以下のとおりであった。

【令和6年度 時間外在校時間】

	年平均	月 45 時間超割合	月 80 時間超割合
小学校	月 34.0 時間	21.3%	2.3%
中学校	月 36.5 時間	26.0%	7.1%
目標	年 360 時間以内 (月 30 時間以下)	1 週間あたり 11 時間以下 (月 45 時間以下)	1 週間あたり 20 時間以下 (月 80 時間以下)

2 目標

(1) 時間外在校時間に関する目標

- 1ヶ月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 1年間における1ヶ月時間外在校時間の平均を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年次有給休暇取得を促進し、個々の年休取得日数の増加を図る。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

【R6は11.3%】

3 計画の実施期間

令和8年度～令和10年度

※ ただし、「2 目標」の達成状況、「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」の実施状況及び効果について年度ごとに検証し、その結果によっては期間内であっても変更する。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 【3分類①】

- 学校運営協議会を通じ、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【3分類②】

- 放課後から夜間などの見回りについては、必要に応じて警察、保護者、地域住民に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。

(ウ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整 【3分類④】

- 「地域とともにある学校」の基盤を強化するため、各学校運営協議会への地域学校協働活動推進員の配置を促進する。
- 研修を通じて学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員へ主体的な活動を促し、学校の業務負担を軽減する。

(エ) 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【3分類⑤】

- 県のスクールロイヤーへの相談について助言を行い、その相談内容を共有し、その後の対応等について教育委員会が伴走支援を行う。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答 【3分類⑥】

- 校務支援システム等のICT活用により、教育委員会が学校に対し報告を求めるものを精査、削減する。
- 報告を要するものについても可能な限りデータ提出とし、紙媒体での提出の場合は添書を原則不要とするなど、事務手続きの負担軽減を図る。

(イ) 部活動 【3分類⑬】

- 休日における全ての部活動の地域展開を目指す。地域との連携を促進しながら部活動指導員の確保に努め、配置拡充を進める。
- 校内で組織する部活動への加入については、生徒の自主的・自発的な意思を尊重し、放課後の学校外での活動も積極的に認め、平日の部活動については活動時間の適正化を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理 【3分類⑮⑯】

- 授業準備、学習評価や成績処理の補助について、SSS（スクール・サポート・スタッフ）の積極的な活用を推進する。
- 校務支援システムの機能など、ICT活用により事務負担を軽減する。

(イ) 学校行事の準備・運営 【3分類⑰】

- 学校運営協議会で学校行事への協力について熟議し、地域住民の協力を得ることで、教育職員の負担軽減を図る。

(2) 学校における措置の推進

- ① 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。
- ② 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫、改善を図る。
- ③ 管理職は、把握した教育職員の勤務状況を踏まえ、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 1ヶ月の時間外在校時間が80時間を超えるなど、過剰な超過勤務を確認した場合は、管理職が当該職員に対し面談を行い、必要に応じて医師による面接指導を勧めるなど、教育職員の健康管理に努める。
- ② ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果等を活用して職場環境の改善を図る。
- ③ 年次有給休暇について、年間を通じた計画的な取得及びまとまった日数の連続取得ができるよう、各校長へ指示する。
- ④ 夏季休業期間中は、暑熱対策と合わせ、働きやすい時間帯に勤務時間を変更することができるようにする。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 時間外在校時間の状況については、校務支援システムの機能を生かし、教育委員会及び各校の管理職が定期的に把握する。
- (2) 管理職による各校の状況把握を受け、本計画の内容に照らして課題が認められた場合は、当該教職員等に聞き取りや指導を行うよう指示し、課題が速やかに改善されるよう、対応策について協議するなど、教育委員会が伴走支援を行う。
- (3) 各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修への積極的な参加を促す。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における熟議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組みを推進する。
- (4) 保護者、地域の理解を促進するため、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について、保護者や地域に対し教育委員会からも積極的に周知し、取組について協力を得られるよう働きかける。